

# 女性トイレの行列問題に関する海外調査 【各国・地域版】

※本調査は、在外公館を通じて10の国・地域を対象に実施したものであり、必ずしも網羅的なものではない。

令和8年6月

- 女性用トイレの便器数を男性用より多く確保する数値基準が設けられているため、恒常的な行列問題は生じていないと認識されている。

## 1. 法令・設置基準

- 「公衆トイレ等に関する法律」（2004制定、以下「公衆トイレ法」と記載）により規定。

## 2. 個数算定の考え方

- 女性用トイレの大便秘器数は、男性用の大・小便器の合計数以上としなければならないと規定。
- 大統領令で定める一定規模以上の施設では、女性用の大便秘器数を男性用の大・小便器の1.5倍以上としなければならないと規定（例：公演場、観覧場、公園、観光地、高速道路休憩施設等）。
- 設置基準として具体的な数は定めていない。

## 3. 行列問題の認識

- 女性用トイレの行列は、個人的な問題ではなく社会的・構造的な課題として認識されている。
- 公衆トイレ法では、設計段階から女性用トイレの面積確保や便器数の確保を図る考え方が採られている。

## 4. 不足の原因・対策

- 公衆トイレ法第7条により、男女の便器数比率に関する基準を規定。
- 同基準の導入以降、休暇期や特定の一時的な利用集中を除き、恒常的な設備不足による女性用トイレの行列問題は生じていないと認識されている。

## 5. 支援制度（助成措置）

- 国・自治体が設置・管理・改修に対し、費用の一部を補助（公衆トイレ法第16条）。
- 特に、男女便器比率、バリアフリー対応、非常ベル設備、子ども用設備等の基準に基づく改修について、優先的に支援。

## 6. その他

- 基準の適用に関して、法律の施行前に設置され、基準に適合しないトイレの管理者等は、施行後1年以内に基準に適合する施設設置計画を行政に提出することとされた。

- 平均使用時間データに基づき、2006年に建築技術規則を改正、設置基準を規定した。新たに建築されたもののみならず既存施設でも改修が進む。

### 1. 法令・設置基準

- 「建築技術規則」に基づき設置基準を規定（所管：内政部国土管理署、強制力あり）。

### 2. 個数算定の考え方

- 平均使用時間（約70～73秒）に基づき設定。（調査を行い設定された）
- 建築物の種類により個数を定めているが、一般的な建築物の場合、便器の個数は男性用小便器3：男性用大便器2：女性用大便器5（次ページ参照）
- 施設毎に利用者数の算出方法が規定されている。
  - (例)駅は営業・待合スペース面積1平方メートル辺り0.4人に基づいて計算する。
  - (例)空港及び待合室は営業・待合スペース面積1平方メートルあたり0.2人に基づいて計算する。

### 3. 行列問題の認識

- 2006年の基準改正以降、新施設では待機時間の改善がみられ、また、それ以前に建築された建物についても、特に公共施設については改修して待機時間解消に努めている。
- 近年は大きな社会的論争とはなっていない。

### 4. 不足の原因・対策

- 2006年の改正以降、混雑が緩和されている。

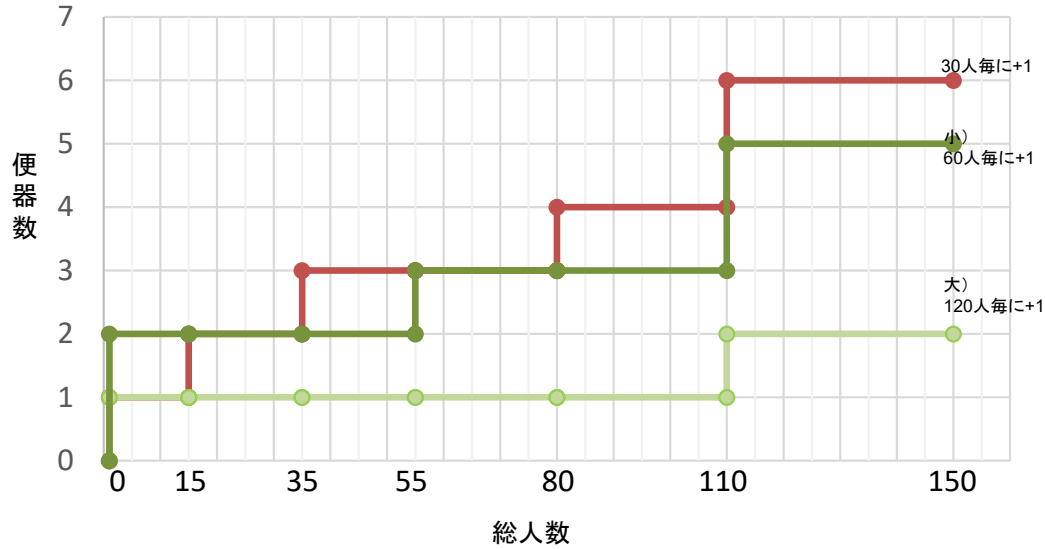
### 5. 支援制度（助成措置）

- 公共施設は各所管部局が予算措置により整備。
- 民営施設に対する補助制度はなし。

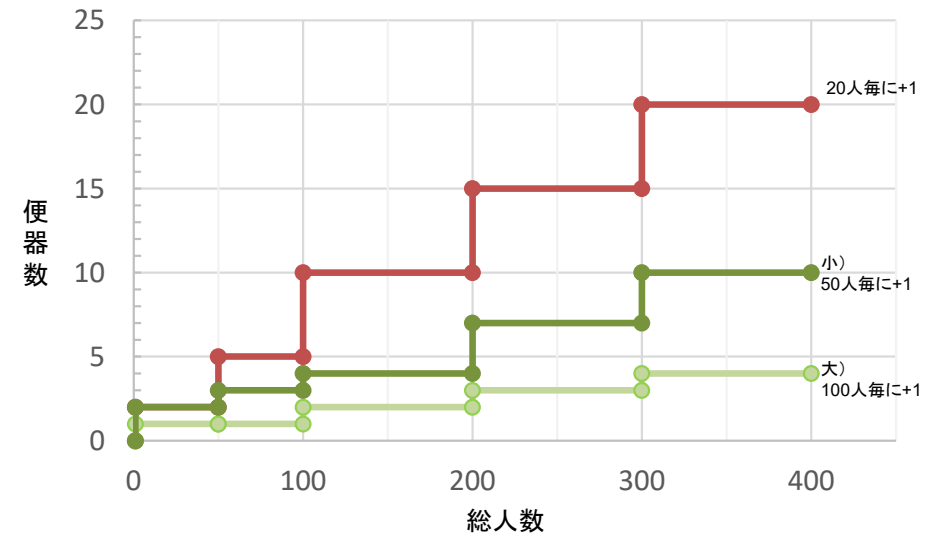
建物に設置する便器の数は、以下の表に示された数以上が求められる。

凡例： ●女大 ●男大 ●男大+小

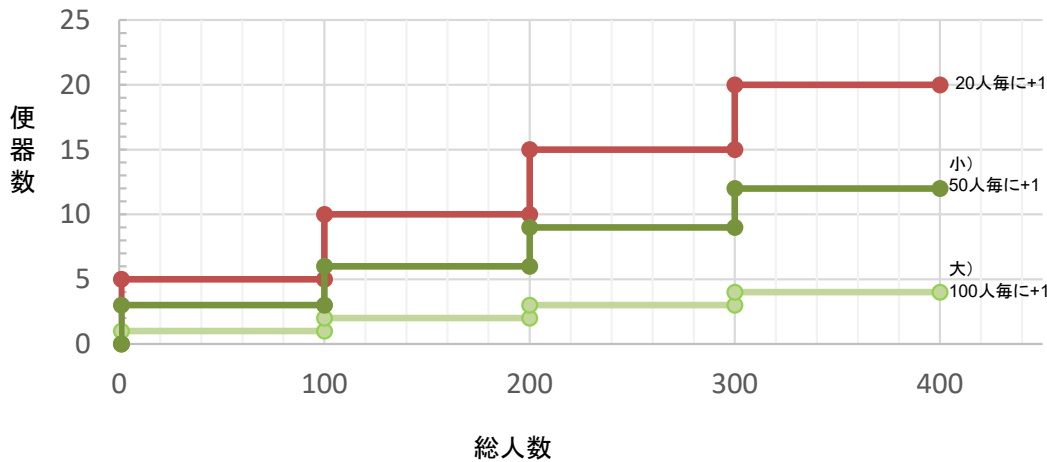
## ■ 事務所



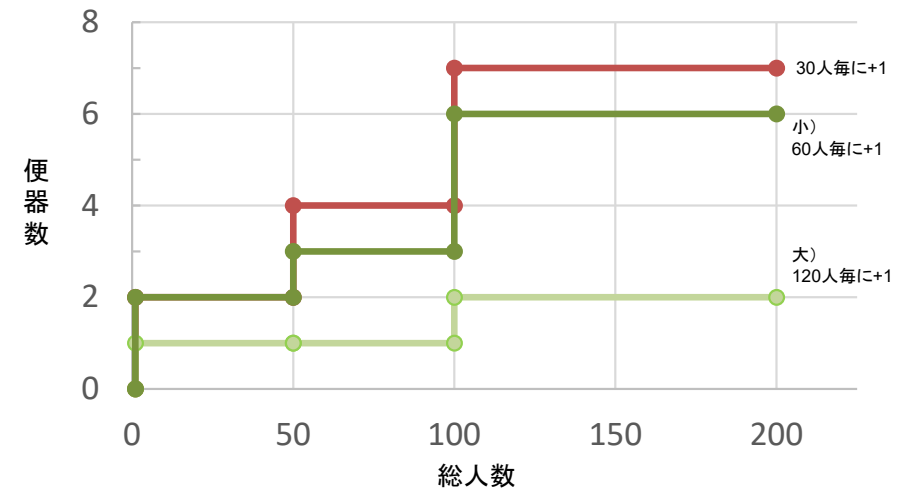
## ■ 駅・空港



## ■ 劇場等



## ■ その他の公共用建物



- 連邦と州による分権的な制度構造の下、連邦による統一的な基準は限定的であり、  
具体的な設置基準は各州が採用する基準に委ねられている。

## 1. 法令・設置基準

- 連邦政府においては労働省規則で男女別トイレ数を規定。但し男性の便器数に対して女性の便器数が多くなる規定ではない。
- 女性用トイレの行列をなくすために「男女同数にするのではなく、女性用を多く設置する」ことを義務付けた各州の法律やルールがあり、“Potty Parity Law”（トイレ平等法）と総称される。
- 男女比等は配管規定(Plumbing Code)で州ごとに規定されており、①国際配管規則 (IPC:International Plumbing Code)、②統一配管規則(UPC:Uniform Plumbing Code)、③全米配管規則(NSPC:National Standard Plumbing Code)のいずれかを採用。

## 2. 個数算定の考え方

- 利用者数・用途に応じ男女別に必要数を設定。
- 一部州では公共施設で女性用を男性（小便器含む）以上とする規定あり。

## 3. 行列問題の認識

- 女性トイレの行列問題は一定程度認識されている。

## 4. 不足の原因・対策

- 過去の設計で女性ニーズが十分反映されていなかったことが背景として指摘されている。
- 州レベルで基準見直しや女性用便器を増設。
- 連邦レベルでも女性トイレ拡充を求める法案（女性用便器数を男性用便器数（小便器含む）と同数以上）が提案されたが未成立。

## 5. 支援制度（助成措置）

- 確認された連邦住宅都市開発省及び労働省並びにバージニア州政府及びメリーランド州政府はいずれも、女性トイレ増設等のための補助制度はない。

## 4. カナダ

- 連邦および州の労働安全衛生規則や建築基準に基づきトイレ設置が行われており、一部の州では建設・運輸分野等の課題を踏まえた女性用トイレの整備も進んでいる。

### 1. 法令・設置基準

- 事業場は、連邦の職業安全衛生規則で従業員数に応じた男女別トイレ数等を規定。一部の州は独自の基準を制定。例えば、オンタリオ州「労働安全衛生法」で規定。
- 一般建築物は、NRC（カナダ国立研究機関）の下部組織であるCBHCC（カナダ建築基準調和委員会）が、NBC（カナダ国立建築基準）を策定し、各州はこれを基に独自の法令（例：オンタリオ州建築基準）を制定。

### 2. 個数算定の考え方

- NBCでは、集会施設、事業用及び個人用サービス施設、工業施設毎に、利用者数や従業員数（性別ごとの人数）に応じて男女別に必要数を設定（例：工業施設では、それぞれの性別について従業員数が100人を超える場合は、6個 + 100人を超える30人ごとに1個）。

### 3. 行列問題の認識

- 一部スタジアムの女性用トイレの設置数や、建設現場や運輸分野等の特定分野において、女性用トイレの不足が課題として指摘されている。

### 4. 不足の原因・対策

- 従来、女性用トイレの設置数が少なかったことを踏まえ、性別ごとの設置基準の整備が進められている。
- 一部の州では特定分野（建設現場等）で女性専用トイレの設置を義務付け。

### 6. 支援制度（助成措置）

- 行列解消等を目的とした増設・改修に対する特段の支援制度は確認されていない。

- 法令上の具体的な設置基準は限定的であり、男女同数を前提とした設計が女性側の不足につながっているとの指摘もある。

## 1. 法令・設置基準

- 「The Building Regulations (建築基準法) 2010 Toilet accommodation, 2024 edition」に基づいて規定。
- 新規非住宅建築物では男女別トイレの設置を義務付け。

## 2. 個数算定の考え方

- 建築基準法のもと、ガイドライン及び国家規格で算定表を定める。
- (例)北ノース・ヨークシャーの公開資料においては映画館1000人(男女同数と仮定)の場合、女性14:男性9(大2+小7)
- 事業場は労働基準法において、従業員男女それぞれ25人につき少なくとも1つと定め、その下のガイドラインで詳細を設定している。

## 3. 行列問題の認識

- 女性トイレの行列問題は認識されている。

## 4. 不足の原因・対策

- 男女同数(1:1)を前提とした設計が、女性側の不足につながっているとの指摘されている。
- 女性用小便器の導入事例あり。

## 5. 支援制度(助成措置)

- 行列解消を目的とした増設・改修に対する支援制度は確認されていない。

## 6. フランス

- 制度的枠組みのもと、空港・鉄道等では利用実態を踏まえた柔軟な運用が行われている一方、国の重要課題としての位置づけには至っていない。

### 1. 法令・設置基準

- 労働法典で、従業員数に応じた男女別トイレ設置を義務付け（男性20人ごとに大・小便器を各1個、女性20人ごとに大便器2個）。
- 公衆衛生法典では、利用者数に応じた設置。
- 公衆トイレ整備は自治体裁量。

### 2. 個数算定の考え方

- 職場では従業員数ベースで設定。
- 公共空間では利用者数に応じた「十分な数」を求める。
- 空港では利用時間差を踏まえた比率見直しを検討（男性用大・小便器各1個に対し、女性用は4個）。

### 3. 行列問題の認識

- 鉄道駅等の公共空間では、女性トイレの行列が男性より長くなる傾向。
- 国家的課題としての位置づけには至っていない。

### 4. 不足の原因・対策

- 利用時間の差、ピーク時の集中、女性用トイレ数の不足が要因として指摘。
- 鉄道分野では、男性用トイレを女性用・共用へ一時転用するなど柔軟に対応（例：フランス国鉄）。
- 改修時に女性用設備の拡充や男女比の見直しを実施。
- 大規模イベントでは仮設の女性用設備の導入。

### 5. 支援制度（助成措置）

- アクセシビリティ向上に関する支援はあるが、行列解消を目的とした増設・改修に対する支援制度は確認されていない。

### 6. その他

- 駅・商業施設内や公衆トイレは通常有料であり、維持管理等の課題から公衆トイレを設置していない自治体も多く、公衆トイレへのアクセスの悪さが指摘されている。

- 州主導の分権的な制度の下で課題認識は存在するものの、設置基準の統一や公衆トイレ整備の取組は限定的にとどまっている。

## 1. 法令・設置基準

- 公共トイレは州の管轄であり、連邦レベルの統一的な設置基準は存在しない。
- ARGEBAU(各州の建設担当大臣による作業部会)が建築分野のガイドラインを策定（[次ページ参照](#)）、各州の基準形成に影響。
- 駅・空港に特化した全国的な設置基準は確認されていない。
- 職場については連邦レベルの労働安全衛生関連規定により指針が示されている。

## 2. 個数算定の考え方

- 職場では男女別従業員数および同時利用（休憩時間の集中等）を考慮して設定。
- 公共トイレについては、用途や利用状況に応じて個別に判断される傾向。

## 3. 行列問題の認識

- 女性用トイレの行列は認識されている。

## 4. 不足の原因・対策

- 女性の平均利用時間が男性より長いとされる（例：男性約1分、女性約1分30秒）。
- 同一面積でも、女性用便器は個室のため、男性用小便器に比べて設置数が少なくなる。
- 公衆トイレの設置数自体が限られていることや、案内表示の不足、維持管理（清掃・備品）の課題も指摘。
- 女性用小便器（ピソワール）の導入に向けた実証的な取組が行われている。
- 公衆トイレは羞恥心やタブー視といった社会的要因もあり、議論が進みにくいと指摘。

## 5. 支援制度（助成措置）

- 行列解消を目的としたトイレ増設・改修に関する支援制度は確認されていない。

建物用途	来場者数	男性大便器	男性小便器	女性
集会施設	～100人まで	1	2	3
	100人超	100人ごとに 0.4個追加	100人ごとに 0.8個追加	100人ごとに 1.2個追加
	1,000人超	100人ごとに 0.3個追加	100人ごとに 0.6個追加	100人ごとに 0.9個追加
	20,000人超	100人ごとに 0.2個追加	100人ごとに 0.4個追加	100人ごとに 0.6個追加

映画館、劇場、アリーナ、コンサートホール、スポーツスタジアム等、多数の来場者が見込まれる施設に特化したモデル。

## 8. イタリア、9. スウェーデン

### 8. イタリア

- 職場における基本的な設置原則は示されているが、詳細な基準は自治体に委ねられている。

#### 1. 法令・設置基準

- 2008年の法令により、職場における衛生・安全基準の一環としてトイレ設置の原則を規定。
- 自治体ごとに個別の基準を設定。

#### 2. 個数算定の考え方

- 職場では従業員数ベースで設定（10人あたり1基）。

#### 3～5.

- 明確な情報なし。

### 9. スウェーデン

- 具体的な設置数基準は設けていない。

#### 1. 法令・設置基準

- 性別ごとの便器数に関する法令上の基準はなし。
- 労働環境規則により雇用主にトイレ（男女別を問わない）等の設置を義務付け。

#### 2. 個数算定の考え方

- 具体的な設置数基準は示されていない。

#### 3. 行列問題の認識

- 女性用トイレの行列は、よく認識されている。
- 特に劇場・コンサートホール等の築古施設で発生しているとの指摘。

#### 4. 不足の原因・対策

- 明確な原因は特定されていない。
- 公共トイレを探すアプリがいくつかある。

#### 5. 支援制度（助成措置）

- 行列解消を目的とした増設・改修に対する支援制度は確認されていない。

- 公共トイレは自治体主導で整備され、用途に応じた柔軟な設計等により、恒常的な女性用トイレの行列は発生していない。

## 1. 法令・設置基準

- 公共トイレは自治体の管轄（ウィーンでは全23区の各区長が独自に決定）。
- ウィーンでは建築条例や各種規定により設置要件を規定（衛生・バリアフリー等）。
- 職場では連邦法により、従業員数に応じたトイレ設置および男女別設置を規定。

## 2. 個数算定の考え方

- 職場では従業員数ベース（例：15人ごとに少なくとも1個）。
- 公共トイレは用途・規模・利用頻度等に応じて個別に判断（定量基準は限定的）。
- ウィーンの飲食施設等では座席数に応じた具体基準あり。

## 3. 行列問題の認識

- 恒常的な不足は発生していない。
- 女性トイレの待ち時間は、利用頻度の高い特定施設・イベント開催時のみ発生。

## 4. 不足の原因・対策

- イベント時等は仮設トイレ（öKlo：環境に配慮した移動式トイレ、トイレコンテナ等）の設置により対応。
- 市庁舎公園のトイレは、男性用を減らすことなく、女性用の増設（倍増）を計画。

## 5. 支援制度（助成措置）

- 公共トイレ整備は自治体予算で対応。
- 行列解消に特化した支援制度はなし。